

岐阜県公報

目 次

規 則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

(統 計 課) 一

規 則

号 外 (三) 令 和 五 年 二 月 三 日

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県人口動態統計調査の部調査事項の項第三号ニ及びホを削り、同部調査方法の項中、「並びに転入者又は転出者(外国人を除く)」による報告」を削り、同部報告義務に関する事項の項を削る。

附 則

この規則は、令和五年二月六日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和五年二月三日

令和五年二月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県文芸社